

# 会津若松市戊辰150周年記念宣言記念碑設置業務 事業者募集要項

## 1 事業概要

- (1) 業務名 会津若松市戊辰150周年記念宣言記念碑設置業務
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和元年9月11日まで
- (3) 業務目的  
戊辰150周年記念事業において策定した、将来に向け平和等への願いを込めた記念宣言をモニュメントとして設置し、長く後世に伝えることを目的とする。
- (4) 業務内容  
別紙「会津若松市戊辰150周年記念宣言記念碑設置業務 要求水準書」のとおり
- (5) 事業者選定方法  
提案公募による事業者選定
- (6) 予算上限 1,626,480円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 主催 会津若松市戊辰150周年記念事業実行委員会
- (8) 事務局 会津若松市戊辰150周年記念事業実行委員会事務局  
住所 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46  
会津若松市役所観光商工部観光課内  
電話 0242-39-1251  
FAX 0242-39-1433

## 2 本事業者募集を行う理由及び効果

本事業においては、戊辰150周年記念事業において策定した記念宣言を長く後世に伝えるため、高いデザイン性が必要である。そのため、民間事業者の知見を活用した企画提案を求めることにより、業務内容の品質をより高めるものである。

## 3 参加資格要件等

参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、以下の要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 前号に定める資格者名簿「工事」のうち「石工事」に登録されていること。
- (3) 会津若松市内に本社若しくは本店を有する業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

- こと。
- (5) 本事業者募集に参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
  - (6) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、募集要項において求める要件を満たしていること。

#### 4 契約締結までのスケジュール

年月日	内容
令和元年 6月 7日（金）	公募開始
6月28日（金） 17時	質問書の応募締め切り
7月 1日（月） 17時	参加意向申出書の提出締切
7月 4日（木）	提案書の提出締切（※会津若松郵便局留）
7月上旬予定	提案書の審査
7月上旬予定	審査結果の通知
7月中旬予定	契約締結及び審査結果の公表

#### 5 質問方法

- (1) 提出期限 令和元年6月28日（金） 17時必着
- (2) 提出先 会津若松市戊辰150周年記念事業実行委員会事務局（会津若松市観光課）  
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46  
電話0242-39-1251 / FAX0242-39-1433  
メールアドレス：kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- (3) 提出方法  
質問書（第1号様式）を事務局へFAX、電子メールまたは郵送で提出すること。  
FAXの場合は送付後事務局へ確認の電話をすること。  
※直接事務局へ持参した場合は受理しない。
- (4) 回答方法  
質問書への回答については、質問者にFAXまたは電子メールで回答することとし、併せてその内容について会津若松市ホームページに掲載する。  
アドレス <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs//>
- (5) 様式等の入手方法  
参加意向申出書等の様式については、会津若松市ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配布は行わない。

## 6 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

- (1) 提出期限 令和元年7月1日(月)17時必着
- (2) 提出先 会津若松市戊辰150周年記念事業実行委員会事務局(会津若松市観光課)  
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46  
電話0242-39-1251/FAX0242-39-1433  
メールアドレス:kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- (3) 提出方法  
参加意向申出書(第2号様式)を事務局へFAXまたは郵送で提出すること。FAXの場合は送付後事務局へ確認の電話をすること。※直接事務局へ持参した場合は受理しない。
- (4) 辞退方法  
参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届(第3号様式)を事務局へ郵送または持参して提出すること。
- (5) 様式等の入手方法  
参加意向申出書等の様式については、会津若松市ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配布は行わない。

## 7 提案書の提出及び作成方法

- (1) 受付期限 令和元年7月4日(木)までに会津若松郵便局に必着のこと。
- (2) 提出先 (あて先)  
別紙「提案提出用封筒の作成方法」のとおりとする。
- (3) 提出方法
  - ① 会津若松郵便局留の一般書留または簡易書留郵便によること。
  - ② 郵便局の郵便窓口への差し出しは、令和元年7月1日(月)以降に行うこと。
  - ③ 提出期限日までに会津若松郵便局必着で差し出すこと。  
※ 会津若松郵便局に到着後10日を過ぎると差出人に返送されるため、十分留意のうえ差し出すこと。  
※ その他の方法(持参、普通郵便、FAXまたは電子メール)による提出は受け付けない。
- (4) 企画提案書等の内容
  - ① 会社概要
  - ② 企画案  
様式は自由だが原則A4、3ページ以内とし、以下の資料を提出すること  
・ 記念碑の大きさを記載した平面図、立面図、側面図  
・ 完成後の色などがイメージできる資料(パース図など)  
・ 主要材質を示した資料(材質の選定理由を示すこと)
  - ③ 見積書及び見積明細書(様式自由)

(5) 企画提案書等の様式

(様式1) 表題

(様式2) 会社概要書

(任意様式) 企画案

(任意様式) 見積書及び見積明細書

(6) 企画提案書作成上の注意点

① 原則として書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

② 提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。

(7) 部数 10部

(ただし、正本1部、副本9部とする。正本には押印し、副本は正本のコピーを可とする。)

## 8 審査方法

(1) 審査体制

審査は、戊辰150周年記念事業実行委員会正副会長会議（以下「正副会長会議」という。）にて行うものとする。

(2) 審査方法

提出書類により50点満点で審査し、本業務に適した提案者を選定する。

(3) 審査予定

令和元年7月上旬

(4) その他

ヒアリングは原則として実施しないが、審査上疑問点があった場合は、提案者に問い合わせる場合がある。

## 9 審査基準

別紙「会津若松市戊辰150周年記念宣言記念碑設置業務事業者選定審査基準」による。

## 10 失格要件

(1) 提案書が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提案書が募集要項等において指定した方法以外の方法で提出された場合

(3) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合

(4) 予算上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合

(5) 正副会長会議構成員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合

- (6) 事務局の職員から不正に本事業者募集に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると判断される不正な行為を行った場合
- (8) その他正副会長会議が不適格と認める場合

## 11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXまたは電子メールで通知する。また、契約締結後、選考結果を会津若松市ホームページにおいて公開する。なお、提案者は、本審査に関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

## 12 契約手続

本審査においては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは戊辰150周年記念事業実行委員会と契約関係は生じない。戊辰150周年記念事業実行委員会、正副会長会議で選定された提案者との間で、要求水準所の内容について提案書を踏まえた協議を行ったうえで、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。その他、契約の締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づき行う。

## 13 その他留意事項

- (1) 提案書、質問書その他の関係書類の作成、提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等の返還はしない
- (3) 提出された提案書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない
- (4) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書により、受託候補者の選定を行う。
- (5) 正副会長会議が候補者として要求水準を満たしていないと判断した場合は、受託候補者を選定しない。

## 提案提出用封筒の作成方法

(表)

切 手	9 6 5 - 8 7 9 9
会津若松郵便局留 会津若松市戊辰 150 周年記念事業実行委員会 事務局 会津若松市役所 観光課 行	
提案書 在中	
提出期限	令和元年 7 月 4 日
件 名	会津若松市戊辰 150 周年記念 宣言記念碑設置業務

### 【市指定サイズ】

角 2 封筒 (縦 332mm、横 240mm)

### 【必須記載事項】

#### 表 面

① 宛先 …

〒965-8799

会津若松郵便局留

会津若松市戊辰 150 周年記念事業

実行委員会事務局

会津若松市役所 観光課 行

②提出期限 … 募集要項又は実施説明書に  
記載されている提案書提出期限日を記入し  
てください。

③件名 … 業務名を記入してください。

※ 誤字、脱字にご注意ください。封筒の表  
紙の件名と同封された提案書の件名が相違  
する場合、提案書がどの業務に係るものな  
のかを判別できないものについては無効とな  
りますのでご注意ください。

④「提案書等 在中」の記載

(裏)

印	
印	
差 出 人	住所 商号 (名称) 代表者名
印	

#### 裏 面

- ① 参加者(会社・団体等の代表者)名  
住所、商号 (名称)  
を記入してください。

### 【封印について】

左の例のとおり、のり付けされている部分  
は市に届け出ている代表者印で封印してく  
ださい。

※指定した方法以外で作成された場合は、失格となることがありますので、十分ご注意ください。